

発言表 地方創生に関する特別委員会

白石洋一君（立国社）

大臣・副大臣・大臣政務官

○ 北村 国务大臣

○ 上野の 文部科学副大臣

○ 牧原はら 経済産業副大臣

政府参考人

内閣府 宮地 地方分権改革推進室次長

総務省 森もり 大臣官房審議官

総務省 稲岡おか 大臣官房審議官

国税庁 新井い 徴収部長

文化庁 杉浦うら 審議官

厚生労働省 日原はら 大臣官房
年金管理審議官

林野庁 小坂さか 森林整備部長

中小企業庁 渡邊なべ 経営支援部長

【テーマ1 持続化給付金対象の支給を早く！そして要件を緩和するべき！】

○山口委員長

次に、白石洋一君。

○白石委員

立国社の白石洋一です。

地方創生のためには、まず目下、このコロナ禍を乗り越える、克服するということが重要です。まず、その質問からさせていただきます。恐縮です、ちよつと順番をかえて、テーマ二から質問させていただきます。

私もずっと電話しているんですけども、その中で、持続化給付金、これは非常に重要な制度だと思います。そして、今月から始まって、もう待ちかねたように申請しております。政府は、申請してから目標二週間をもって現金を届けられるようにということをやつていらつしやると思いますが、けれども、今の持続化給付金の申請状況、件数等についてお聞かせください。

○渡邊政府参考人

お答えいたします。

持続化給付金につきましては、五月一日より申請受け付けを開始いたしました。十九日までの合計で百万件以上の申請を受け付けているところで

ございます。このうち、約二十九万八千件、金額にいたしまして約三千八百三十億円につきまして、事業者の皆様方のお手元にお届けしたところでございます。

苦しい経営環境に直面している事業者の皆様にも一日も早い振り込みが可能となるよう、引き続き全力を尽くしてまいります。

○白石委員 よろしくお願ひします。百万件のうち二十九万件、三割。三週間たつていますから、まあまあ、少しおくれぎみなのかもしれませんけれども、この目標二週間というのは、もう当然、国民の目から見たらカレンダーベースで考えますので、営業日ベースではなくてカレンダーベースで、この二週間、よろしくお願ひします。来ない、これはどうなったかと。今はネット通販で注文したら、今こうしていますというのがしよつちゅうメールで来る。それが来ないから、結構いら立ちにもなっています。

それで、声として大きいのは、売上げはそうは下がっていないんだけど、ちよつと下がったらもう赤字なんだと。特に介護関係とかは顕著なんですけれども、例えば医療器具ですね、高くなっているし、多目に買わないといけない、工程も多くなっている、だから費用が高くなって、そして、損益分岐点といいますけれども、ちよつと売上げが下がったらもう赤字になってしまう。だから、この制度、売上げはメインでやってもいいけれども、粗利ベースでやってくれないかと。例えば消費税では、みなし仕入れ率というのがあります。こういったものを使いながら、売上げ又は粗

利、そういう制度に今度の補正を機に改善してくれないかという声があるんですけども、いかがでしょうか。

○牧原副大臣

お答えします。

委員が御指摘をいただいたように、本当に売上げが半減に至らずとも大変だという方がたくさんいらつしやるといことは御指摘のとおりだと思いますし、この制度をつくるときにもいろいろ、そういう人もカバーできないかという、さまざまな検討をいたしました。

しかしながら、この緊急事態宣言のもと、多くの事業者の皆様が休業などによって売上げがゼロになるような大変な厳しい状況がある中、どういふ人に支援をするかという中で、とにかく一刻も早く給付をさせていただくということが、先ほど先生が御指摘になったスピード感ですね、これが大事であるというふうに考えて、現在では去年とことしの売上高をベースにさせていただいているということでございます。

御質問のように、粗利の減少を要件とする場合には、売上高に加えて、例えば仕入れにかかった原価など、さまざまな経費についても確認をする必要が生じることになります。

もう既にお答えさせていただいたように、百万者以上の申請が現時点でもございまして、この審査を行うというのは膨大な作業でございます。この内容を一々個々に精査をすれば全体の審査に時間を要し、結果的に迅速に給付金を給付できなくなつてしまふということになります。こうした観点から、持続化給付金では粗利ではなく売上げの

落ち込みを基準として給付を行っているところをございまして、迅速な給付が実現できるよう、引き続き全力を挙げていきたい、こう思っております。

○白石委員 粗利はなかなか難しい面もあるということなんですけれども、それではその次善の策として、売上げ基準を、今は前年同月比五割減以上ですけれども、その五割というのを三割にするというものが、これが一つと、さらには、やはり厳しさはこれから続くということも考えて、複数回、例えば二カ月に一度、次はまた八月にということも考えてもいいんじゃないかなと思うわけです。

この持続化給付金、予算が二・三兆円で、先ほどの答弁だと、今は三千億円、〇・三兆円ですよね。まだまだ残っているということもありますし、申請件数が三十万件であるということから考えて、これ、まだ二・三兆円の中で余地があるかもしれないですし、足らなければ次の補正でも、この持続化給付金の条件緩和、売上げ基準を緩和する、そして長く続いているところについては継続的にこれを給付するというところを検討いただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○牧原副大臣 この持続化給付金という制度は、これまでのいろいろな補助金や、あるいは資金繰りの融資ですね、それから納税の猶予の税制といった、これまで割とあった手段の総動員を超えた対応でございます。そういう意味で、とりわけ厳しい経営状況にある事業者の方を対象とするものとして、売上高五割というところを要件にさせていただいたところがございます。

ただ、この売上げの五割というのは、ことしの一月からことしの十二月までどの月でもいいので、ある月が五割減っているということであれば、ほかの月は五割減っていなくても要件としてオーケーということになります。

また、特定の季節の売上げが集中するような事業者にも、そういう意味では、この実情に合わせ、柔軟に申請をいただけるようになっておりまして、こうした、できる限り幅広い事業者の方が利用できるように工夫しているところでございます。

他方で、売上げが三割、四割減少している事業者の方も大変厳しい状況に置かれているということとはよく認識をしております。例えば、その令和二年の補正予算では、持続化給付金ではなくて、持続化補助金という制度に、特例措置を設けて、例えば、従来は店舗型だった事業者が宅配サービスやEコマースを手がけるなど、今回の感染症の中で新事業の展開を行う、こういう場合に補助上限額を今までの倍の百万円に引き上げるといった特例措置を創設させていただいております。

そして、売上げが前年同月比で二割減つていれば、事業者には、通常は事業の完了をもって補助金をお支払いするわけですけれども、それを待たずに補助金の半額を即時に支払うということを考えていただいているところでございます。

二次補正につきましては、五月十四日に総理から指示がございまして、事業者の状況に応じたきめ細やかな支援を行っていく考えでございます。
○白石委員 次のテーマ、固定資産税の軽減措置についてです。

【テーマ2 固定資産税（および都市計画税）の軽減対象を、土地にも広げ、対象を拡大すべき！】

税、社会保険料は全て、申請すればペナルティなしで猶予される。でも、全部猶予なんです。そのうち、この固定資産税については、免除、軽減措置がある。今のコロナ特例の軽減措置、固定資産税の軽減措置の予算金額、大体どれぐらい使おうとしているのかということ、これは、今、償却資産とそして事業用家屋のみですけれども、これを、土地、事業に使っている土地の固定資産税に広げた場合、どれぐらいの予算が必要なのか、教えてください。

○稲岡政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねの、今回の固定資産税と都市計画税の特例による減収見込み額については、軽減措置の適用対象となる中小企業者等がどれぐらい発生するかにより大きく変動し、今後の経済状況などによるものであります。あらあらの見込みとして、令和三年度において一千億円程度の減収額を見込んでおります。

それから、事業用の土地についてでございますけれども、これを対象とした場合の減収額については算定をしていないというところでございます。

○白石委員 これは、固定資産税の今の軽減措置で一千億円ということ、先ほどの持続化給付金が二・三兆円ですから、これももっとインパクトのあるものにしていただきたい。

加えて、固定資産税の家屋の部分が三兆円で、償却資産の部分が一兆円、合計四兆円強ということも考えたら、これの比率も一千億円では足りないと思えますし、土地が三兆円あると、ここを軽減していただきたいというふうに思うんです。

ども、これは次の補正になるかもしれないけれども、中小企業対策として、コロナ対策としてどのようにお考えでしょうか。

○**稲岡政府参考人** 固定資産税の軽減の関係についてお答えを申し上げますけれども、今回の措置というのは、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある中小事業者などの事業継続を支援するため、稼働率が著しく落ちている事業資産に対する固定資産税を軽減するものでございます。

一方で、固定資産税は、地方の行政サービスを支える基幹税であり、その安定的確保が重要であることから、対象資産は必要な範囲に限定するべきものと考えておりまして、今回の措置は、その事業用資産として、減価償却費や法人税や所得税において、損金や経費にされる償却資産と事業用家屋を対象とすることとしたという点、御理解を賜りたいと思います。

○**白石委員** 次の補正で、家賃チームが家賃の補助を考えていると。その予算規模が一十億円どころではないと思います。それを考えたら、テナントとして事業をしているところに相応の家賃補助があるのであれば、自己所有で事業をしているところ、中小企業でいいんですけれども、そういったところにも相応の手当て、それはやはり固定資産税の免除すべきだと思えますので、検討をよろしくお願いします。

次のテーマですけれども、税、社会保険料、そしてさらには公共料金、これらは全て、ペナルティーなしで、申請すれば一年間猶予される。とこ

【テーマ3 税、社会保険料、公共料金の支払い猶予の記録・証明書は、「コロナ特例として」がはっきりわかるようにし、納付状況について納税証明書の提出等により確認をされている団体もあるものと承知しております。そして、この一般競争入札の参加資格というものは、その地方公共団体において契約の種類及び

るが、それに遡巡する、二の足を踏む方もおられるわけですね、中小企業事業主さんは。なぜかというところ、猶予されたら、それをもつていわゆるスライグマがつくんじやないかと。実際、公共事業の入札だとか、契約には納税証明書又はそれにかわるものを持ってきてくださいというふうに言われる。その際に、猶予されたということが不利にならないかということ懸念するんですね。

お手元の配付資料で、三ページ目ですけれども、こういった国税の納税許可通知書であるとか、地方税の納税許可通知書で、生命保険料、これは社会保険料の中の年金保険料の猶予許可通知書、こういったものをもらって、これを入札とかあるいは公共事業体との契約には持ってきてくださいと言われたりすると。

質問をちよつと飛ばしまして総務省さんに、納税を猶予されたというところについては、その契約を結ぶ際に考慮されて、やはり不利な扱いというものは受けるんでしょうか。

○**森政府参考人** お答え申し上げます。各地方公共団体におきまして、地方自治法施行令百六十七条の五第一項の規定に基づきまして、一般競争入札に参加する者に必要な資格として、入札参加者の経営の状況を要件とすることができるといふふうになっております。

この要件として、国税、地方税や社会保険料の納付状況について納税証明書の提出等により確認をされている団体もあるものと承知しております。そして、この一般競争入札の参加資格というものは、その地方公共団体において契約の種類及び

契約に応じて定めるものでございまして、この新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえましてこれをどういうふうに取り扱うかというところにつきましては、これは最終的にはそれぞれの判断により適切に対処することになるものでございまして、現に既に対応している団体もあるものというふうには承知をしているところでございます。

ただ、私も総務省といたしましても、この新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえまして、各地方公共団体において適切な方が契約の相手方となるように、適切な入札参加資格を設定する必要も十分に踏まえながらも、新型コロナウイルス感染症の影響により税等の徴収猶予を受けておられる方が不利な取扱いとならないようにすることが重要というふうに考えておりまして、各地方公共団体にその旨を周知すること等によりまして適切に対応させていただきたいと存じます。

○**白石委員** コロナによって経営状況が異変を起す、これは自社のせいではありません、これは外部環境のせいですので、これによって猶予を受けざるを得なかった、このことをもって不利な扱いを受けることがないようにしていただきたいというところ、そして、お願いといいますか、質問といいますか、ここにお示したように、コロナの特例によって猶予を受けたということがちゃんと明記されるということ、一般の人にもわかるようにしていただきたい。事業者向けのこういうパンフレットに、税、社会保険料の猶予制度があつて、猶予された場合の許可通知書等にはコロナ特例としてというふう明記されるということ、

【テーマ4 無利子の制度融資の対象に事業を行う「一般社団法人」もチラシに入れるべき】

わかるようにしていただきたい。

これがないと、やはり弱い立場ですから、猶予というところで、また後々、不利な扱いを受けて、結局は入札とかに参加できなくなるんじゃないか、こういうふうを考えてしまいます。

こういったものを明記していただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○新井政府参考人 国税の納税の特例猶予が許可された場合に納税者の方に送付いたします納税の猶予許可通知書や、猶予期間中に請求があった場合の納税証明書におきましては、新型コロナウイルス特例法第三条による特例猶予が適用されている旨を記載することといたしております。

その上で、委員御指摘のとおり、特例猶予が許可された場合には納税の猶予許可通知書や納税証明書に特例猶予が適用された旨が記載されることにつきまして、納税者の方にあらかじめ知っていただくために、国税庁のホームページやチラシ等で周知、広報することにつきまして、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

○白石委員 お願いします。

次のテーマなんですけれども、一般社団法人も事業を行っているところはあるわけですね。事業を行うのは、株式会社や有限会社、合名会社、合資会社だけじゃない、一般社団法人も事業を行っている。ですから、こういうところは配当なしでやっついこうと。そこもコロナで影響を受けて、制度融資を受けたいと。私のところに相談に来た方は、セーフティネット融資を受けたいと言っただけけれども、一般社団法人はだめですという

【テーマ5 森林土地の所有者情報が記載される林地台帳の正確性の向上と荒れ森林の防止について】

ふうに断られて、それで終わりになったというふうな断れです。

この制度融資というのは、一般社団法人というのはだめなんですか。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。

一般社団法人につきましては、公益事業を資金目途とする限りにおきましては、日本政策金融公庫の融資対象としております。要件を満たす場合、実質無利子無担保融資の対象になり得ます。

他方、経済産業省における支援策パンフレットにおいては、事業を行う一般社団法人も日本政策金融公庫の利用が可能である旨記載がされていなかったことから、今後、パンフレットの改訂も含めて、利用対象者に含まれることにつき、周知に努めてまいりたいと考えております。

○白石委員 そうですね。一般社団法人の方や一般の方にとっては、制度融資は全部同じものを見ています。一つのところで、先ほどおっしゃった信用保証協会のところで断られたら全てだめなんだというふうに思ってしまう。

先ほどの答弁でもありました、日本公庫はオーケーということなんですけれども、日本公庫の中でも、国民生活事業はオーケーで、片や中小事業のところはだめなんですか。このことも、一般の方はわかりようがない。だから、一般社団法人もオーケーのところはここに明記していただいて、一つのところでだめでも、よく見てみたら、自分も行けるところを探して、そしてだり着けるようにしておいていただきたいと思えます。

次に、今回の分権一括法の中の、市町村が

森林の土地の所有者に係る調査をする際に、固定資産課税台帳も使えるということについてお伺いしたいと思えます。

まず登記簿があつて、登記簿から固定資産台帳があつて、一方、登記簿から、もう一つの派生として、林地台帳が近年スタートしたということだと思ふんですけれども、そして、その林地台帳の方は新たな所有者情報が入るようになってきている。林地台帳は大事ですけども、この林地台帳をもっと正確なものにしていくという営みは続けていた、だいたいなんですけれども、固定資産課税台帳に今回は情報が入るようになった。これで大体網羅しているわけでしょうか。

○小坂政府参考人 お答えいたします。

森林の土地の所有者情報が記載される法定の台帳等につきましては、我が方の林地台帳、さらには登記簿、固定資産課税台帳といったものがございまして。

林地台帳の整備に当たりましては、登記簿の情報、さらには固定資産課税台帳の情報、それを生かして、さらには林野庁の森林法に基づく届出情報、そういうものを総合的に林地台帳に盛り込んで整備しているところでございます。

現状を申しますと、固定資産課税台帳の森林の土地の所有者情報のうち、平成二十四年度以降、新たに森林の土地の所有者になった者の情報は今活用できますけれども、それ以前のものには活用できない実態になっております。

それを今回、森林法の改正によりまして、市町村が林地台帳の整備のために調査する、そういう

規定を設けたことを受けて、固定資産課税台帳に記載された全ての森林の土地の所有者情報の内部利用が可能になるということになりますので、今回の措置によって、乖離なく全ての情報が林地台帳で活用することができるといったことでございます。

○白石委員 これでも、大体、行政機関が持っている所有者情報というのは全部林地台帳に反映されるようになるという確認でした。

登記簿の方は、やはり登記しない方が多いので、それがどんどんちよつと実態から離れていつてしまっている。でも、大臣、地方の森林というのはかなり荒れているところも見受けられます。荒れているから整備してほしい、でも、その所有者がわからないという状況があります。やはり、森林を荒れさせないための基礎的な情報というのは所有者情報だと思っただけでも、この整備、そしてこれからの方向性、誰が管理するのかということも含めて、どのように御所見をお持ちでしょうか。

○北村国務大臣 所有者不明土地については、委員御指摘のとおり、公共事業の用地取得や農地の集約化、あるいは森林の適正な管理、あるいは民間の土地取引といったさまざまな分野で問題となっていることを認識しております。

政府におきましては、所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議のもとで工程表を策定いたしましたし、期限を区切った、計画的に対策を推進してきているところでございます。

所有者不明土地の活用の促進は、委員御指摘の

ように、土地の荒廃を防ぎ、地方を守ることにつながるものであり、地方創生の観点からも極めて重要と考えております。政府全体として取り組むべき重要な課題であると認識しておりますので、今後とも、御理解の上、応援をしていただけるようお願いします。

○白石委員 時間が来ましたので、これで終わります。